

子未来第1240号
令和7年（2025年）3月28日

各広域本部福祉課長
宇城地域振興局総務福祉課長
上益城地域振興局福祉課長

} 様

健康福祉部子ども・障がい福祉局
子ども未来課長

保育所等指導監査における「実地によらない検査」の実施について（通知）

このことについて、令和5年3月31日付け厚生労働省通知「児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の公布について（子発0331第13号外）」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（子発0331第8号外）」（以下「国通知」という。）において、保育所等（保育所、保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園を指す。以下同じ。）に対する指導監査における一般指導監査においては、例外的に実地によらない検査を行っても差し支えないことが示されました。

つきましては、上記国通知の内容を踏まえ、本県における実地によらない検査の実施について下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1. 実地によらない検査の導入開始時期について

令和7年度の保育所等指導監査より、実地によらない検査を行うことを可能とする。
なお、令和7年度中に発出予定の「令和7年度 保育所等指導監査について[要旨]」において、実地によらない検査について記載予定である旨を参考まで申し添える。

2. 実地によらない検査を行う施設の選定について

各広域本部・振興局において対象施設の選定を行うこと。
なお、選定においては、以下の【国通知による基準】及び【本県独自の基準】の各項目の内容をいずれも遵守すること。

【国通知による基準】

- （1）以下の基準を全て勘案し、実地検査が必ずしも必要でないと認められる施設であること。
- ・前年度の実地検査の結果
 - ・当該児童福祉施設を設置してからの年数（3年を経過していること）
 - ・前年度の管内の児童福祉施設に対する実地検査の状況（本県においては、実地による検査の実施率が各広域本部・振興局管内で5割以上であることとす

る)

- (2) 前年度に実地による検査を行った施設であること。
(実地によらない検査を行った施設は、その翌年度は実地によらない検査は認められないことに留意すること。)
- (3) 書面確認のみではなく、テレビ会議もしくは電話、またはその両方による確認を組み合わせて実施すること。また、実地によらない検査で疑念が生じた場合等は、速やかに実地検査への切り替えを徹底すること。

【本県独自の基準】

- (A) 過去複数年度にわたり大きな指摘がなく、また、それ以外の指摘についても改善が図られている施設であること。
- (B) 特別監査を受けた施設については、特別監査の実施から3年以上が経過していること。
- (C) 不適切な保育等が行われていた事案やこどもの安全の懸念が生じる事案が発生した市町村の管内においては、少なくとも当該年度においてはすべての保育所等に対して実地による検査を行うこと。

※なお、(A)について、まずは前年度に文書指摘がない施設であることを前提とするが、例えば前々年度以前に重大な文書指摘を受けている場合があることや、又は前年度に受けた口頭指摘についてもその指摘内容には軽重があることなどから、詳細な条件を一律で設定することがふさわしくないため、選定においては各広域本部・振興局において個別施設毎に内容を十分検討のうえ、判断することとする。

3. その他留意事項

国通知において、具体的に各施設等のどのような事情を踏まえて、実地によらない検査を行うこととしたかを、施設ごとに整理し、記録するよう要請されていることから、各広域本部・振興局においては、当該内容の整理及び記録を適切に行うこと。

なお、当該記録内容については各広域本部・振興局から子ども未来課に報告するものとするが、その具体的な方法や時期については改めて連絡するので留意されたい。

【担当】

子ども未来課 幼児教育・保育班 白川

※令和7年4月以降は福田